

報 告 事 項

令 和 5 年 12 月 定 例 会

令和5年12月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
35	損害賠償の額を定める専決処分について	5
36	損害賠償の額を定める専決処分について	9
37	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	13
38	工事請負の契約の変更の専決処分について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱町地内）	17
39	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	21
40	岡崎市病院事業の設置等に関する条例及び岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	25
41	損害賠償の額を定める専決処分について	29
42	損害賠償の額を定める専決処分について	33
43	損害賠償の額を定める専決処分について	37
44	損害賠償の額を定める専決処分について	41
45	損害賠償の額を定める専決処分について	45
46	損害賠償の額を定める専決処分について	49
47	損害賠償の額を定める専決処分について	53
48	損害賠償の額を定める専決処分について	57

令和5年報告第35号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年11月8日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

岡崎市は、相手方の亡兄に対する高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費の支給を誤ったため、亡兄を相続した相手方に対して、過払い分の返還を求めているところ、相手方が過払い分を返還するに際して、相続税の更正の請求を行う必要があり、これに要する費用が発生した。

2 損害賠償額

33,000円

令和5年報告第36号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年11月7日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

岡崎市が愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受け実施している保健事業について、国の通知により、消費税及び地方消費税の申告及び納付が必要であることが判明し、国税通則法の規定に基づき、延滞税及び無申告加算税が発生した。

2 損害賠償額

402,000円

令和5年報告第37号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年11月6日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年8月21日午前8時15分頃

(2) 場所

岡崎市竜泉寺町字笹口5番地の岡崎市竜谷保育園の駐車場

(3) 内容

職員が草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が駐車中の相手方自動車に当たり、当該自動車の右後部ドアパネル、ドアガラス等を損傷させた。

2 損害賠償額

302,192円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は、本件事故による相手方の修理費損害金302,192円を支払う義務を認め、相手方が指定する口座へ岡崎市から送金により支払う。
- (2) 岡崎市と相手方は、(1)の金員の支払により以後岡崎市相手方間に何ら債権債務がないことを確認する。

令和5年報告第38号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年11月9日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和4年9月30日議決「工事請負の契約の変更について（岡崎駅東土地区画整理事業都市計画道路柱町線道路築造工事）（柱町地内）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「333,224,100円」を「336,990,500円」に改める。

令和5年報告第39号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月20日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年8月16日から同月17日までの間

(2) 場所

岡崎市稲熊町字6丁目地内の相手方敷地

(3) 内容

数日前に到来した台風の影響により、稲熊公園南側に植わっている岡崎市が所有管理するソメイヨシノ1本が折損し、相手方が所有するフェンスに接触して、当該フェンスを損傷させた。

2 損害賠償額

150,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金150,000円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償として、金150,000円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和5年報告第40号

岡崎市病院事業の設置等に関する条例及び岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和5年11月14日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市病院事業の設置等に関する条例及び岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 岡崎市病院事業の設置等に関する条例（平成10年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年岡崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年報告第41号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

5,743円

令和5年報告第42号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

24,785円

令和5年報告第43号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

25,048円

令和5年報告第44号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

12,018円

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

16,066円

令和5年報告第46号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

8,356円

令和5年報告第47号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

2,957円

令和5年報告第48号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年10月10日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

令和2年度において職員に支払うべき通勤手当及び旅費の支払が遅滞したことにより、損害賠償金が発生した。

2 損害賠償額

13,226円

